

日本学生支援機構 貸与奨学金・給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）

令和7（2025）年度 在学一次採用（春の定期採用）の申込みについて

令和7（2025）年度の在学学生を対象に、日本学生支援機構奨学金「給付奨学生」「第一種奨学生（貸与：無利子）」「第二種奨学生（貸与：有利子）」在学採用の受け付けを開始します。

真に奨学金が必要である学生は、速やかに申込みを完了して下さい。

また、**多子世帯となる学生で給付奨学生でない学生は、必ず、「給付奨学金」を申込みして下さい。**

申し込みには、期限がありますので大学から提示される期日を厳守して下さい。

なお、奨学金を申込みする学生は、事前に日本学生支援機構ホームページ「進学資金シミュレーター」で採用の可能性を確認して下さい。<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

※生計維持者の収入（「年収」や「所得」等）は2023年（1年間）（1月から12月）で審査されます。

◇補足説明

●給付奨学金を2024年 在学一次採用（春の定期）の申込みをしたものの、不採用となった学生

2024年春の定期採用においては、2022年分の収入情報により選考を行いました。今回の2025年春の定期採用は2023年分の収入情報により選考を行います。そのため、**一度、家計基準を満たさないことにより不採用となった学生であっても、世帯の構成や年収等に変更が生じている場合には、選考により採用される可能性があります。**よって、当該学生も申込みの機会があります。

●給付奨学金を2024年 在学二次採用（秋の定期）に申込みをしたものの、不採用となった学生

今回2025年春の定期採用の審査基準は、2024年秋の二次採用と同様であるため、世帯の構成や年収等に変更が生じていない場合は、秋の二次採用と同様の結果（不採用）となります。

但し、**2023年12月31日時点で学生の生計維持者が扶養している子ども（本学学生を含む）の人数が3人以上の場合、多子世帯として採用となる場合がありますので申込みして下さい。**

●令和7（2025）年度からの制度の改正

【高等教育の修学支援新制度】：令和7年度以降における**多子世帯支援拡充**

日本学生支援機構の給付奨学生に基準（人物・学力）を満たし採用された場合、授業料の減免対象者となります。※入学金の減免対象は、新入生で春の定期採用者のみです。

2025年春に定期採用を申込み場合の多子世帯とは、2023年12月31日現在で扶養する子の数が3人以上の世帯に該当する場合です。該当する場合、採用される可能性がありますので、現在、給付奨学生でない学生は給付奨学金を申込みして下さい。

【手続き】※新入生は、「入学手続き等に関するご案内」冊子に従い、手続き下さい。

●キャリア支援課（奨学金担当窓口）にて希望する申請書類（奨学金案内）をお受取り下さい。

<書類配布・手続き期間>

1回目（6月採用予定）：令和7年3月25日（火）～令和7年4月18日（金）

2回目（7月採用予定）：令和7年4月21日（月）～令和7年5月19日（月）

<注意>

奨学金申請には選考基準（人物・学力）を満たすことが必要です。

*お問合せ先：九州共立大学 キャリア支援課 奨学金担当：093-693-3192

【多子世帯の方へ 修学支援新制度（授業料減免）のご案内】

多子世帯とは、扶養する子どもが3人以上いる場合です。

令和7（2025）年春の定期採用では、2023年12月31日現在、扶養する子どもが3人以上いる場合、該当します。

※多子世帯の条件は、3人同時に扶養されていることが必要です。兄弟等が就職を機に経済的に自立する等扶養から外れ、扶養する子どもが2人以下となった場合は、支援対象外となります。

※条件等詳細は、必ず、文部科学省ウェブサイトでご確認下さい。

令和7年度からに奨学金制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等無償化）に係るFAQ

https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt_gakushi_100001505_2.pdf

◆支援に向けた手続きは下表のとおりです。

区分		学生の手続き
新入生	・高等学校等在学時に予約採用を申し込み、給付奨学金の「採用候補者」となっている。	入学後、進学届（入力）をする。
	・予約採用を申し込んでいない。 ・予約採用を申し込んだが、給付奨学金の「採用候補者」となっていない。	入学後、給付奨学金の在学採用申請をする。
在学学生 新2年生 ～4年生	・給付奨学生（停止者含む）である。	日本学生支援機構が多子世帯に該当するか確認する。改めて申請は不要。 但し、日本学生支援機構が確認できない奨学生は大学から学生へ確認することがある。
	・給付奨学生ではない。	給付奨学金の在学採用申請をする。

高等教育の修学支援制度は、日本学生支援機構「給付奨学金」と「授業料等減免」がセットになっています。

多子世帯に該当する学生で「修学支援新制度（授業料等減免）」を希望する場合、日本学生支援機構の「給付奨学生」に採用されなければなりません。採用されない場合、授業料等の減免を受けることはできません。既に日本学生支援機構「給付奨学金」・「授業料減免」を受けている在学学生は手続きは不要です。

給付奨学生でない学生は、必ず、2025年日本学生支援機構の在学採用（春の定期採用）で給付奨学金を新規に申請して手続きを完了して下さい。

新入生の方で高校時の予約採用において収入基準で不採用となった方も、入学後に再度申請することで採用される可能性がありますので申請して下さい。

以上

*お問い合わせ先：九州共立大学キャリア支援課 奨学金担当 093-693-3192